

# 専 門 委 員 会 内 規

## 設 置

事業の円滑なる運営を図るため理事会に次の専門委員会（以下委員会とよぶ）を設置する。

1. 総務委員会
2. 競技委員会
3. 技術委員会
4. 小学生委員会

## 組 織

委員会に委員長、副委員長及び委員若干名を置く。理事長は委員会に随時出席し意見をのべることができる。

## 委員長の職務

委員長はこの会の会務を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代行する。

## 委員会の招集

1. 委員長は理事長の承認を得て、委員会を招集し、その議長となる。
2. 理事長はたがいに関連する事項について必要により2つ以上の委員会の合同会議を招集することができる。この場合の議長は理事長とする。

## 会 議

委員長は委員会の経過を適時理事長に報告しなければならない。理事長は経過を必要に応じ会長又は他の委員会に連絡しなければならない。

## 総務委員会

1. 諸規程、規約の作成に関すること。
2. 表彰に関すること。
3. 大会の共催、後援、協賛に関すること。
4. 体協、その他団体との連絡に関すること。
5. 予算、決算の作成に関すること。
6. 事業計画立案に関すること。
7. 広報、宣伝に関すること。
8. 競技人口拡大・普及に関すること。

9. 生涯スポーツに関すること。
10. その他、他に属しない事項に関すること。

### 競技委員会

1. 大会の規程、要項の作成及び実施に関すること。
2. プロの編成に関すること。
3. 大会開催の準備に関すること。
4. 競技力向上に関すること。
5. 宮城県代表選手選考に関すること。
6. 科学的分析に関すること。

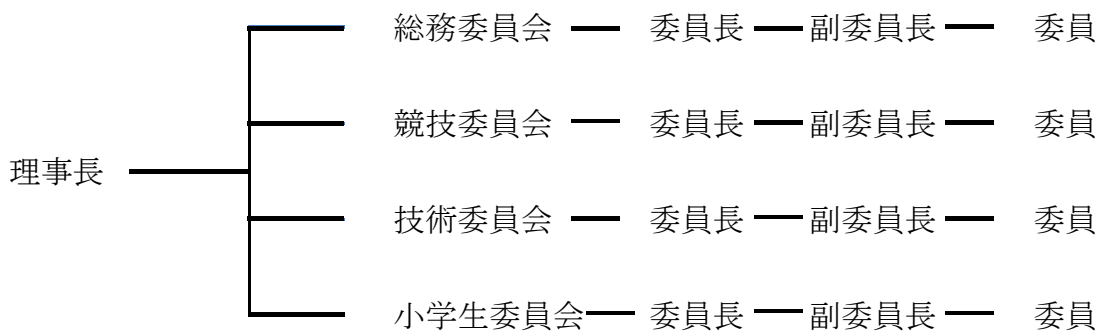
### 技術委員会

1. 技術等級制度に関すること。
2. 技術等級の認定に関すること。
3. 公認審判員の養成及び指導に関すること。
4. 公認審判員認定のための審査に関すること。
5. 公認審判員の管理に関すること。
6. 指導方法の研究に関すること。
7. 指導者の派遣に関すること。

### 小学生委員会

1. 小学生の普及、促進に関すること。
2. 小学生の指導、養成に関すること。
3. 宮城県代表選手選考に関すること。

### 委員会組織



◎ **事務局**

担当理事を定め次の通り遂行する。

1. 会計事務処理で全ての収支は関係書類を添付し理事長の決済を経て処理すること。
2. 会計担当理事は毎月末に収支の月計表を作成し理事長に報告すること。  
(簡易の場合は略することができる。)
3. 国体強化費
4. その他理事長からの特命事項に関すること。